

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供（金融知識の普及活動について）
15年度 重点施策	金融庁ホームページの充実、金融知識の普及活動・情報提供（預金保険制度、保険、証券投資、貸金業者等に関する情報）

2．政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること

3．政策の内容

平成12年6月の金融審議会答申において、「今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される」と指摘されているように、個人投資家等をはじめ国民が自らの判断と責任で金融商品の取引を行うためには、金融商品の仕組みやリスクとリターンの関係などについての知識・理解が必要であり、金融庁としても、学校教育を含め、国民各層への金融知識の普及・情報の提供のより一層の充実を図っていく必要があると考えます。

14年5月に内閣府が実施した世論調査でも、回答者の66%が学校教育において金融・証券に関する基本的な知識を教える必要がある、と回答しています。

これらを踏まえ、金融庁は、金融庁ホームページを通じた「金融サービス利用者コーナー」の掲載内容の拡充、中学・高校生向けの副教材の開発・提供、金融庁主催としては初めての「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催、及び、金融広報中央委員会や金融関係団体等との連携などの取組み等を行うこととしました。

こうした取組みに加え、金融庁には、金融サービス利用者からの電話等による質問、相談、苦情等が極めて多く寄せられています。国民への情報提供等の観点からは、これらの相談等に適切に対応するとともに、寄せられた情報の金融行政への有効活用を図っていくことも、非常に重要と考えています。

4．平成15事務年度における事務運営についての評価

ホームページを活用した情報提供は、少ない経費と時間で多くの国民が利用できるなど極めて効率的です。金融庁ホームページ上の「金融サービス利用者コーナー」への平成15事務年度中の接続件数は、180,178件（月間平均15,014件）と昨事務年度（128,801

件(月間件数 10,733 件))に比べ 39.9%増となっており、内容の拡充によってより多くの国民が同コーナーに関心を持つようになったことがうかがえます。

また、(社)証券広報センターが3年間隔で実施している「証券投資に関する全国調査」によると、「株価の動きなどの株式投資について」、「何らか知っている」と回答した世帯の比率は 29.9%となっており、前回調査(平成 12 年)に比べて 6.9%増加する一方、「ほとんど知らない」と回答した世帯の比率は 37.4%で、前回比 11.6%減少しています。

さらに、金融広報中央委員会が平成 15 年 5 月に実施した「金融に関する消費者アンケート調査」(第 2 回)において、「金融全般に関する知識として、ほとんど知識がないと思う」と回答した人の割合を前回調査(平成 13 年 8 月)と比較すると、「金融商品」及び「証券投資」についてはほぼ同じ、「金融・経済の仕組み」、「預貯金」、及び「保険、年金」についてはそれぞれ微増(理解度が低下)となる一方、「預金保険制度などの消費者を保護する仕組み」については 2.6%減少(理解度が向上)しています。

これらの調査結果に鑑みれば、国民の金融・証券に関する知識は、総じて向上する傾向にあると考えられます。

5. 今後の課題

- (1) 金融商品・サービスが多様化する中、国民が内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に金融商品・サービス等を選択できるようにするためには、以下のような取り組みにより金融の仕組みや取引ルール等に対する国民の知識・理解を深めていくことが重要です。
- (2) まず、金融庁ホームページ上の「金融サービス利用者コーナー」については、掲載内容の拡充により、着実に接続件数が増加してきているものの、金融分野における消費者保護制度等への国民の理解増進のためには、掲載内容の整理・更新・充実等により、一層の利用促進を図ることが課題です。
- (3) また、内閣府が取りまとめた「経済活性化のための改革工程表」(平成 16 年 3 月)において、「金融・投資に関する教育・学習の充実を図ることにより、金融・投資教育の普及と情報提供を一層推進」と明記されているとおり、文部科学省や金融関係団体との連携を図って、金融知識の普及、情報提供の一層の推進・充実のための諸施策を横断的に進めていくことが重要です。
- (4) さらに、次世代の若者に、金融やその背景にある経済に関する理解を深めてもらうことは大変重要です。このため、平成 17 年度においては、金融知識の普及・推進に資する体制整備のための機構・定員要求を行うほか、金融経済教育を推進していくためのシンポジウム開催等に係る予算の要求を行う必要があります。

シンポジウムの開催等については、「投資家教育プロジェクトとの連携」に係る地域再生計画を策定している自治体と十分連携していく必要があります。

- (5) 金融サービス利用者からの質問、相談、苦情等については、一元的な窓口が設けられておらず、相談等の記録も必ずしも体系的に蓄積されていないことから、利用者の利便の向上や、寄せられた情報の金融行政への有効活用を図るため、相談等に一元的に対応するとともに、寄せられた情報の記録・保管・回付等を行う体制を整備することが必要です。このため、平成17年度においては、金融サービス利用者相談室(仮称)設置のための予算及び機構・定員要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。